

錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）が保有する錦帯橋ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用手続き)

第2条 錦帯橋ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ錦帯橋ロゴマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、錦帯橋ロゴマーク使用届出書（様式第2号。以下「届出書」という。）の提出のみとし、この限りでない。

- (1) 協議会の構成団体が使用するとき。
- (2) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書又は届出書の提出を省略することができるものとする。

- (1) 協議会が実施する事業に使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるとき。

(使用の禁止)

第3条 錦帯橋ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときは、これを使用することができない。

- (1) 錦帯橋の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるとき。
- (2) 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不適当と認められるとき。

(使用承認)

第4条 会長は、第2条第1項による申請書の提出があった場合、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、錦帯橋ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

2 前項の承認は、錦帯橋ロゴマーク使用承認通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

3 会長は、錦帯橋ロゴマークの使用を承認しない場合、錦帯橋ロゴマーク使用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 錦帯橋ロゴマークの使用に係る使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 錦帯橋ロゴマークの使用期間は、1年を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、更に1年間自動的に延長され、以後同様とし、この限りでない。

(1) 使用期間を1年で承認を受けたものが、期間満了日の1ヶ月前までに協議会、申請者いずれからも異議の申出がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

(見本品の提出)

第8条 錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものは、その使用に係る物品等の見本品（写真も可能。以下「見本品等」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、正当な理由により見本品等を提出することが困難な場合は、理由書を会長に提出するものとする。

(承認内容の変更の申請)

第9条 錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、錦帯橋ロゴマーク変更使用申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用受付台帳)

第10条 会長は、錦帯橋ロゴマークに関する申請書及び届出書の提出を受けたときは、錦帯橋ロゴマーク使用受付台帳にその内容を記載するものとする。

(使用状況の報告等)

第11条 会長は、錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものに対し、錦帯橋ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(承認の取消し等)

第12条 会長は、錦帯橋ロゴマークの使用がこの要領に定める内容に違反していると認められるときは、使用に係る承認を取り消し、又は使用の中止を求めることができる。

2 前項による承認の取消しは、錦帯橋ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第6号）をもって行うものとする。

(責任の制限)

第13条 前条の規定により錦帯橋ロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けたものに損害が生じて、会長は、その責を負わないものとする。

2 錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものが、錦帯橋ロゴマークの使用によって、第三

者に対して損害又は損失を与えた場合において、会長は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、錦帯橋ロゴマークの取扱いにおいて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領第 6 条の規定は、平成 30 年 2 月 15 日以降に錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものから適用する。

年 月 日

錦帯橋ロゴマーク使用申請書

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会

会長 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

印

次のとおり錦帯橋ロゴマークを使用したいので、申請します。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 数 量	
使 用 場 所	
使 用 期 間 (1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者連絡先	所 属 : 氏 名 : 電話番号 : メ ー ル :

1. 添付書類

- 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG
- ILLUSTRATOR (AI/eps)
- PDF
- データの送付は不要

錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領第3条(1)から(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

印

年 月 日

錦帯橋ロゴマーク使用届出書

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会

会長

様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

印

次のとおり錦帯橋ロゴマークを使用しますので、届け出ます。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 数 量	
使 用 場 所	
使 用 期 間 (1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者連絡先	所 属 : 氏 名 : 電話番号 : メ ー ル :

1. 添付書類

- 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG
- ILLUSTRATOR (AI/eps)
- PDF
- データの送付は不要

錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領第3条(1)から(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

印

錦帯橋ロゴマーク使用承認通知書

様

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会
会長

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった錦帯橋ロゴマークの使用について、
次のとおり承認します。

記

使用目的	
使用方法	
使用数量	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
承認にあたっての 条件	

1 使用上の厳守事項

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

2 見本品等の提出

錦帯橋ロゴマークの使用に係る物品等の見本品（写真も可能）を会長に提出してください。（正当な理由により見本品等を提出することが困難な場合は、理由書を提出してください。）

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

錦帯橋ロゴマーク使用不承認通知書

様

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会
会長

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった錦帯橋ロゴマークの使用について、下記の理由により不承認としましたので、錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領第4条第3項の規定により通知します。

記

不承認の理由

錦帯橋ロゴマーク変更使用申請書

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会
会長 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

印

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
使 用 目 的		
使 用 方 法		
使 用 数 量		
使 用 場 所		
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

※変更の内容が分かる資料を添付してください。

錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領第3条(1)から(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

印

様式第 6 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

錦帯橋ロゴマーク使用承認取消通知書

様

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会
会長

年 月 日付け 第 号で承認した錦帯橋ロゴマークの使用について、下記の理由によりその承認を取り消しますので、錦帯橋ロゴマーク使用取扱要領第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消の理由